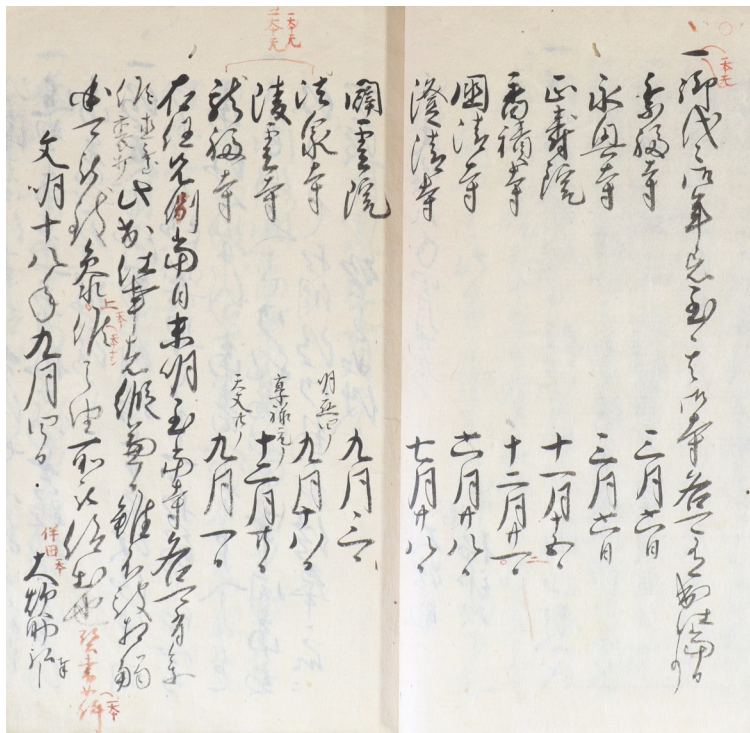
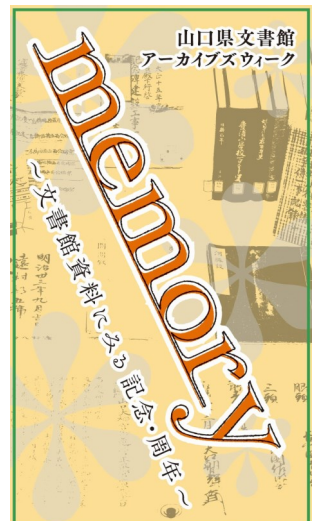




大内氏実録 大内氏掟書 全（近藤清石文庫98-15）



＊ 14

これから ①

大内氏当主の命日には

《歴代当主の命日に》

上の文書は、大内氏掟書(壁書)と呼ばれる大内氏が発布した法令集です。冒頭に「一、御代々御年忌、至其御寺各可有出仕当日事」と記されています。この場合の「御代々」とは、その左に掲げられている寺院名から、大内氏歴代当主であることがわかります(裏面【表】)。

つまり、冒頭の一文は、「大内氏の歴代当主の年忌(命日)には、それぞれの菩提寺(ぼだいじ)を参るように」と命じた内容であると理解できます。

《それぞれの菩提寺に参る》

文書の末文には、菩提寺に参る際のちょっとしたルールが記されています。まずは、「任先例、当日未明、至当寺各可有参候(直垂/裏打)」、J(<)は割書、/は改行を示す)の部分に注目してみましょう。

「先例に任せて」との文言から、この文書が発給される以前にも、大内氏当主の命日には菩提寺に参るという慣習があったことがわかります。そして参詣する時間帯

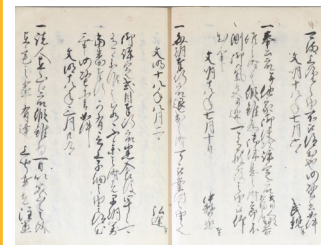
は、「未明」を指定していますので、早朝だったようです。

服装にも指定があり、菩提寺を参る際には直垂(ひたたれ)を着用せよとされています。直垂着用ということは、この法令が領国内の一般民衆に向けたものではなく、武家に対して発したものであることがわかります。

なお、「縦兼日雖不被相触、必可被致参上候之由」とあり、いつ・誰の命日だから菩提寺に参詣(さんけい)せよという通知が事前になされなくとも、各自必ず参上するように、と釘を刺している点には、この法令を打ち出した大内氏の強い意図が感じられます。

《文明18年と大内氏の“これから”》

この法令が出された文明18年(1486)は、大内氏にとってまさに記念すべき一年であったといえます。画聖・雪舟によって「山水長巻」(毛利博物館蔵)などの作品が作られ、大内政弘は亡父・教弘への官位(従三位)の追贈を果たしました。さらに、政弘の子・義興(当時、亀童丸)が大内



「文明18年」

大内氏実録 大内氏掟書
全(近藤清石文庫98-15)

文明18年は、大内氏支配・大内氏世界の再構築に注力し、大内氏のこれからを意識させる一年となりました。

『大内氏掟書』は、室町時代の守護・大内氏がその都度発布した単行法令を集めたものです(詳しくは、第17回中国四国地区アーカイブズウィーク解説シート「記録・記憶」①を御参照ください)。

氏の氏神を祀る妙見社上宮に社参し、同年中に勅願寺（ちよくがんじ）化された氏寺の興隆寺には、「氷上山興隆寺縁起」が奉納され、後土御門天皇の宸筆（しんぴつ）になる木造扁額（へんがく）「氷上山」（興隆寺蔵）が山門に掲げられました。

このような種々の事業と並行して、大内氏はこの年の前後に領国支配の要ともいえる家臣団統制をはかる法令をいくつも打ち出しています。

これらの事業の根底には、応仁・文明の乱によって生じた大内氏支配の混乱があると考えられています。とりわけ、政弘の伯父・教幸（法名・道頓）および一部の大内氏一門と有力家臣が東軍転身した事件は、大内氏に多大なる衝撃を与えました（政弘は西軍）。この謀叛（むほん）は、山口で留守を預かる政弘派の家臣らによって鎮圧されますが、一時的とはいえ、教幸が東軍に大内氏当主として認められたことは、本来、推戴（すいたい）される唯一の存在である大内氏当主という地位が大きく傷つけられたことを意味します。

文明18年の諸事業を点でみつめた場合、大内氏の“それまで”を顕彰・回顧する内容のものがいくつもあるようにみえます。しかし、これらが大内氏の歴史の文脈で捉えなおしてみると、戦乱後の復興に向けて、大内氏の“これから”を見据えた事業が文明18年を中心にして推進されていると評価できます。

政弘の諸事業は、その後の大内氏全盛期の基盤を固めることとなりました。しかしそれでも常に不安要素は残り続け、政弘没後の大内義興治世開始期には、家臣陶氏の内訌（ないこう）やそれに伴う同じく家臣内藤弘矩誅殺事件、さらには義興の弟にして周防国衙目代であり興隆寺別当（べっとう）の大護院尊光（大内高弘）擁立事件（ただし未遂。擁立した杉武明は切腹）がたて続けに発生しました。

このように課題は残るものの、その都度、事件を克服して大内氏は強大な支配を形成していくこととなります。

	寺院名	大内氏当主	所在	備考
1	乗福寺	大内重弘	山口市	
2	永興寺	大内弘幸	岩国市	
3	正寿院	大内弘世	山口市	乗福寺の塔頭。
4	香積寺	大内義弘	山口市	廃寺。現寺地に瑠璃光寺。
5	国清寺	大内盛見	山口市	廃寺。現寺地に洞春寺。
6	澄清寺	大内持世	山口市	
7	關雲院(寺)	大内教弘	山口市	寺名変更。→泰雲寺
8	法泉寺	大内政弘	山口市	廃寺。明応4年9月18日没。
9	凌雲寺	大内義興	山口市	廃寺。享禄元年12月20日没。
10	龍福寺	大内義隆	山口市	天文20年9月1日没。

【表】大内氏歴代当主と菩提寺

（伊藤幸司「大内氏と菩提寺」（大内氏歴史文化研究会編・同氏責任編集『大内氏の世界をさぐる 室町戦国日本の覇者』勉誠出版 2019年7月）を参考に作成）

なお、この文書が作成された文明18年時点で、政弘・義興・義隆の各菩提寺に参詣するとは考えにくく、この3名分については、後世の筆写時に追記されたものと考えられる。